

指定管理業務点検・評価シート

平成20年8月25日

施設名	県立障害者体育センター	所在地	鳥取市湖山町西3丁目113-2
-----	-------------	-----	-----------------

施設所管課名	障害福祉課	連絡先	0857-26-7889
--------	-------	-----	--------------

指定管理者名	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	指定期間	平成18年度～平成20年度
--------	----------------	------	---------------

1 施設の概要

設置目的	障害者の体育活動等を推進する。
設置年月日	昭和52年10月13日
施設内容	○敷地面積：7,854.62m ² ○延床面積：992.65m ² ○施設内容：体育室（バスケットボール1面）、男女ロッカー・シャワー室、事務室、器具庫（小・大）
利用料金	別紙のとおり
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	①毎週月曜日（ただし、その日が休日にあたるときは、その直後の木曜日とする） ②毎月第3火曜日（ただし、その日が休日にあたるときは、その直後の火曜日とする） ③12月29日～1月3日

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	・障害者体育センターの施設整備の維持管理に関する業務（保守管理、修繕、清掃、保安警備等） ・障害者体育センターの利用の許可、利用料の徴収等に関する業務 ・その他施設の管理運営に必要な業務（利用受付、案内、備品貸出、利用指導又は操作、利用者へのサービス提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務）
---------	---

3 施設の管理体制

管理体制	常勤職員：2人、非常勤職員：3人〔計5人〕
	別紙のとおり

4 施設の利用状況

利用者数（人）	△	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
		19年度	648	560	855	691	543	642	801	978	770	667	768	636	8,559
		18年度	721	487	740	1,074	297	580	821	912	646	780	911	816	8,785
増減		-73	73	115	-383	246	62	-20	66	124	-113	-143	-180	-226	

利用料金収入（千円）	△	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
		19年度	49	50	82	67	33	68	75	91	63	76	124	40	818
		18年度	70	47	86	63	10	86	67	51	65	100	76	42	763
増減		-21	3	-4	4	23	-18	8	40	-2	-24	48	-2	55	

5 収支の状況

区分		19年度	18年度	増減
収入	事業収入	利用料金収入	817,630	762,900
		減免交付金	732,850	704,900
		県からの委託料	6,400,000	6,400,000
		小計	7,950,480	7,867,800
	事業外収入	雑収入	85,786	8,440
		受取利息	2,393	782
		小計	88,179	9,222
		計	8,038,659	7,877,022
支出	人件費	4,798,916	4,803,559	-4,643
	管理運営費	2,815,932	2,498,842	317,090
	事業費	22,395	92,278	-69,883
	計	7,637,243	7,394,679	242,564
	収支差額	401,416	482,343	

6 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
情報発信、広報	障害者スポーツ協会の協力により、掲示板等で県内の障害者スポーツイベント等の広報を行った。
スポーツ教室等	ツインバスケットボール教室（月1回）の開催、岡山県クラブとの遠征交流等を行った。

7 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・施設ホームページでの意見受付。 ・施設内に設置する意見箱。 ・施設窓口での意見受付。 ・施設で行う利用者アンケート。 ・県への「県民の声」による意見受付。
------------	--

利用者からの苦情・要望	対応状況
身障者用駐車場の車止めは不要	・車止めについては、なくなると反対に玄関等にぶつかる可能性があるので、今のところ撤去することは考えていない。
無断駐車（近隣住宅前）について	・無断駐車禁止の張り紙を管内入口に掲示するとともに、利用者へ直接配布した。また、満車の場合は駐車スペースへの案内を行った。
器具庫内の管理について（球技用支柱が取り出しがにくい。ジョイントマットが鼠に噛られている。）	・球技用支柱については新たに置き場を設定。 ・器具庫内に鼠の駆除剤を設置。

利用者からの積極的な評価

8 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕	
<ul style="list-style-type: none"> ・管理員1名が障害者スポーツ指導員（初級）資格を取得した。 ・岡山県倉敷市において、岡山県ツインバスケットボールクラブとの交流練習などの遠征も行い、障害のある方とのスポーツを通じた交流機会の促進と、障害者スポーツの啓発に努めた。 ・夜間等不在時の火災防止のため、基幹施設（厚和寮）への自動火災報知装置設備を設置した。 	
〔現在、苦慮している事項〕 〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕	
<ul style="list-style-type: none"> ・ロビー等への冷暖房装置の設置。 ・聾啞者対応設備（非常時にパトライトで知らせるもの）の設置。 ・しらはまグランドの活用策。 	

9 施設所管課による業務点検

項目	評価	点検結果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	A	・夜間（不在時）の防火対策として基幹施設（厚和寮）への自動火災報知設備を新たに設置され、火災・事故等の防止策として優れた取り組みがなされている。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免	B	・施設の利用許可等に対する苦情等もなく、適正に利用の許可や利用料の徴収がなされていたものと考える。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	B	・利用の受付、案内に対する苦情もなく、適正に施設の管理が行われているものと考える。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	B	・開館時間、休館日及び利用料金については、多くの方が今までよいと回答されており、特に問題ないものと考える。
[]		
〔収入支出の状況〕	B	・利用料金収入も前年度より増加しており、支出についても適正に執行されていたものと考える。
〔職員の配置〕	B	・委託業務仕様書に定める配置人員を満たしており、施設の管理運営に支障のない配置であると考える。
[]		
総括	B	・概ね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われていると思うが、利用促進については、設定された目標利用者数に届いていないので、障害者の利用促進を第一に、今後より一層の利用促進が必要と考える。

《評価指標》 A：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。

B：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。

C：一部、改善・工夫をする事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。

D：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。

平成19年度県立障害者体育センター管理運営組織図

太字枠…同一法人内

